

危険運転致死傷罪における「通行妨害目的」の意味

【文 献 種 別】 判決／大阪高等裁判所
【裁判年月日】 平成 28 年 12 月 13 日
【事 件 番 号】 平成 28 年（う）第 303 号
【事 件 名】 危険運転致死傷被告事件
【裁 判 結 果】 控訴棄却（上告）
【参 照 法 令】 刑法 208 条の 2（平成 25 年法律第 86 号による改正前）
【掲 載 誌】 高刑集 62 巻 2 号 12 頁

LEX/DB 文献番号 25545469

事実の概要

被告人は、普通乗用自動車を運転して、面識のあった被害者 A（当時 17 歳）が運転し、被害者 B（当時 15 歳）および同 C（当時 17 歳）が後部座席に同乗した被害車両（普通自動二輪車）を追走するに当たり、被害車両に著しく接近し、かつ、A に、被告人車両と同等以上の高速度で走行させ、的確な運転操作をできなくさせるなどし、被害車両を道路左側の縁石に接触させ、被害者を同車もろとも路上に転倒させるなどして、A を死亡させ、B および C に傷害を負わせた。

原審は、被告人に「通行妨害」の「確定的認識」が認められるとして、危険運転致死傷罪の一類型である「妨害運転致死傷罪」（2013（平成 25）年改正前の刑法 208 条の 2 第 2 項前段¹⁾）の成立を認めた。

判決の要旨

控訴棄却。

1 本判決は、「妨害運転致死傷罪」における「通行を妨害する目的」につき確定的認識を要とするとする原判決に対し、「認識の程度が同じであればなぜ目的があるといえるのか不明であるし、なにより、そのような解釈を採ると、自分の運転行為によって通行の妨害を来すことが確実であることを認識していれば、後方からあおられるなどして自らに対する危険が生じこれを避けるためやむなく危険接近行為に及んだ場合であっても本件罪が成立することになり、立法趣旨に沿わないものと

考えられる。」とし、また、「確定的認識と未必的認識は、認識という点では同一であり、ただその程度に違いがあるにとどまるに過ぎない上、その判定は、確定的認識について信用できる自白がある場合や、犯行の性質からこれを肯定できる場合はともかく、当時の状況等から認識自体を推認しなければならない場合には、甚だ微妙なものにならざるを得ないから、そのような認識の程度の違いによって犯罪の成否を区別することが相当とも思われない。」と述べた。

2 次に、同じく確定的認識を要とする検察官に対しては、「嫌がらせ目的で危険接近行為をしたが、通行妨害についての認識は未必的であったという場合、本件罪は成立しないことになりそうであるが、それが妥当であるかも疑問である。」と述べた。

3 さらに、積極的意図が必要であるとする弁護人に対しても、「危険回避のためにやむを得ないような状況等もないのに、人又は車両の自由かつ安全な通行を妨げる可能性があることを認識しながら、あえて危険接近行為を行うのもまた、同様に危険かつ悪質な運転行為といつて妨げない」と述べ、結論として、「人又は車の自由かつ安全な通行を妨げることを積極的に意図する場合のほか、危険回避のためやむを得ないような状況等もないのに、人又は車の自由かつ安全な通行を妨げる可能性があることを認識しながら、あえて危険接近行為を行う場合も含むと解するのが相当である。」とした。

判例の解説

一 本判決の意義

1 本判決は、有罪の結論を維持しつつ、「通行妨害」について確定的認識を要するとする検察官や原判決の見解を批判した不思議な裁判例である。その理論的な問題点は、「妨害運転致死傷罪」（以下、「本罪」と呼ぶ。）における「通行を妨害する目的」につき、「危険回避のためやむを得ないような状況等もないのに、人又は車の自由かつ安全な通行を妨げる可能性があることを認識しながら、あえて危険接近行為を行う場合も含むと解するのが相当である。」として、通行を妨害する未必的な認識（および認容）の場合でも足りるとした点にある。

2 しかし、この判断は、少なくとも、平成25年2月22日の東京高裁判決²⁾の判断や通説の見解と矛盾する。というのも、平成25年東京高裁判決は、この目的につき、「人や車の自由かつ安全な通行の妨害を積極的に意図することをいう」だけでなく、「自分の運転行為によって上記のような通行の妨害を来すのが確実であることを認識していた場合」も肯定されると判示したからである³⁾。

また、実務家の見解においても、「本罪の場合、未必的な認識、認容があるだけでは足りないと解すべきである。⁴⁾」と述べられている。

さらに、『通行を妨害する目的』とは、相手方に対して自車との衝突を避けるために急な回避措置……を取らせるなど、相手方の自由かつ安全な通行を妨げることを積極的に意図することである。⁵⁾」として、「確定的認識」も除外するように見える見解もある。

二 意図・確定的認識・未必の故意

1 「目的犯」(Abschtdelikt)における「目的」の内容については、「直接的故意」ないし「確定的故意」の一種である「意図」と比較して論じられることがある⁶⁾。語源的にも、「目的」はドイツ語のAbsichtに由来しており⁷⁾、かつ、「意図」もまたAbsicht⁸⁾だからである。そして、日本語の「目的」は、この文脈においては「成し遂げようと目指す事柄。行為の目指すところ。意図している事柄⁹⁾」であり、ゆえに「目的」の内容は

当該行為の目指すところであるが、「意図」もまた、「行おうと目指していること。また、その目的¹⁰⁾」である。ゆえに、両者の内容は同じである¹¹⁾。

2 問題は、「意図」と「確定的認識」および「未必の故意」の区別について、混乱があることである。「犯罪事実の実現を確定的なものと認識して認容している場合が確定的故意であり、犯罪事実の実現を可能なものと認識している場合が未必の故意¹²⁾」とする説明がそれである。

このような理解をすると、行為者に結果発生の意図・目的はあるが、その発生については可能性の認識があるにすぎない場合に、「犯罪事実の実現を確定的なものと認識して」いないので、この行為者には未必の故意しかないという結論に至ってしまう¹³⁾。これは、故意が、まず、犯罪事実実現を意図していたか否かで分けられ、次に、このような意図はないけれどもその実現を確実と思っていたか（「確定的認識」）、可能性があるにすぎないと思っていたか（「未必の故意」）で分けられることを理解していないために生じた矛盾である。

ゆえに、意図・目的においては、その実現が行為者に確実なものとして認識されている必要はない。認識されるべき実現可能性は、いわゆる「許される危険」を超える程度のものであれば足りるのであり、そしてその点では、「目的」における認識的要素も「未必の故意」におけるそれと異ならないのである¹⁴⁾。

三 「確定的認識」の意味

1 そうなると、「確定的認識」を「意図」ないし「目的」と同列に扱う根拠がなくなってしまう。しかし、この点については、「確定的認識」に関する従来の通説的理解に問題があるというべきであろう。というのも、「確定的認識」(Wissentlichkeit)とは、実は、犯罪事実実現の直接的な確実性の認識を言うものではないからである。

このことを、保険金目的での船舶爆破事例を用いて説明すれば、以下ようになる。すなわち、船舶に掛けた損害保険金を得る目的で船を爆弾で沈没させようとする行為者が、沈没させれば、その際に、乗組員が溺死する極めて高い蓋然性があ

と認識していたという事例である。保険金目的からみれば、行為者にとって乗組員の死亡は余計な結果である。しかし、乗組員の死亡は、船舶の沈没という行為者の目的¹⁵⁾が達成されれば必然的に、あるいはほぼ必然的に発生する「付随結果」である。ゆえに、このように「目的を達成すれば、それに確実に、ないしほぼ確実に結果が付いてくるという認識」が行為者にあれば、行為者は当該結果も「意図」したとみなすという解釈が行われる。これが、「確定的認識」も「直接的故意」に含まれるとするロジックである¹⁶⁾。

2 このように、「意図した事態が実現すれば(ほぼ)必然的に付随結果も発生することを認識している場合には、行為者は付随結果も意図したものとみなす」というロジックがあることを理解して初めて、「確定的認識」が「意図」と同列に扱われることが理解される。この場合、行為者は、自己の意図した事態が発生することを確定であると認識している必要はなく、単に、「自己の意図した事態が発生すれば」付随結果が(ほぼ)確実に発生すると認識していればよい。その結果、「意図した事態」の発生が確定でないと認識されているなら、付随結果の発生も確定でないと認識されていることになる。ゆえに、行為者は、この付随結果が確実に発生すると認識している必要はないのである。

以上の「確定的認識」の定義と対比すれば、「未必の故意」は、次のように定義される。すなわち、「未必の故意とは、意図した事態に随伴して犯罪事実が発生する相当な可能性があると認識されているのに、行為者があえて¹⁷⁾行動に出る場合という」と¹⁸⁾。

四 行為の意味づけとしての目的(=傾向犯)

1 超過的内心傾向でも結果に対する故意を制約するものでもなく、また、純粋な行為動機でもなく、実行される行為を意味づける主観的要素を持つ犯罪を「傾向犯」と呼ぶ。その中には、強制わいせつ罪(刑法176条)ばかりでなく、贈収賄の罪や外国国章損壊罪(刑法92条)、凶器準備集合罪(刑法208条の2)のようなものも含まれる¹⁹⁾。贈賄罪における「職務の対価」という賄賂の定義は当事者の主観的意味づけを必要とするし、外国国章損壊罪における「外国に対して侮辱を加える

目的」も、それがなければ単なる器物の損壊にすぎない行為に意味を与える主観的要素であり²⁰⁾、また、「共同して害を加える目的」がなければ、凶器準備は「集合罪」にならない。

2 このような場合には、正犯者には「意図」または「意図と同視できる確定的認識」としての各目的が必要であると解する。これに対して共犯者には、正犯者に「意図」があることの認識で足りよう。

この点では、爆発物取締罰則1条および3条にいう「治安ヲ妨ケ又ハ人ノ身体財産ヲ害セントスルノ目的」につき、「人の身体を害するという結果の発生を未必的に認識し、認容することをもって足り、右結果の発生に対する確定的な認識又は意図は要しない」と述べた最決平3・2・1(刑集45巻2号1頁)²¹⁾でも、事情は変わらない。

まず、ここにいう「目的」は、客観的な行為に意味を付与する「傾向犯」としての「目的」である。そして、爆発物取締罰則3条にいう爆発物の製造等の行為は、製造された爆発物の使用が他人によってなされる場合、使用罪の事前共犯という性格を帯びる。ゆえに、この場合には、製造者は使用者に「治安ヲ妨ケ又ハ人ノ身体財産ヲ害セントスルノ目的」があることを認識していればよい。

これに対して、爆発物取締罰則1条の行使罪では、その行使行為に「治安ヲ妨ケ又ハ人ノ身体財産ヲ害セントスル」意味を付与しない正犯者には、その「目的」は認められないであろう。

3 なお、この最決平3・2・1の原原判決である東京地判昭58・10・18(刑集45巻2号10頁)は、本判決と同様に、「右の認識が未必的な場合であっても、結局はその事実の発生を認識していることに変わりはなく、かつまた、事実発生²²⁾の認識が確定的か未必的かはその事実の発生を目的とする行為の危険性、違法性の大小に直接結びつくものではないから、未必的認識に基づく目的と確定的認識に基づく目的とを区別すべき理由はないというべきである。」と述べる。しかし、これは、「治安ヲ妨ケ又ハ人ノ身体財産ヲ害セントスルノ目的」が、具体的な結果を目指すものではなく、客観的な行為に「治安妨害」という意味を付与するものであることを看過したものである。

五 「妨害運転致死傷罪」における「通行妨害目的」の位置づけ

1 「通行妨害目的」危険運転致死傷罪もまた、行為を意味づける「目的」を有する傾向犯に属するものと考えられる。ゆえに、正犯者と共に単独正犯については、この「目的」は、「未必的認識」では足りないと解される。

以上の解釈は、「今回のものはそのような妨害を積極的に意図するものに限定しておりますので、そういう意味でまず絞り込めています。」という危険運転致死傷罪の導入を審議した法制審議会刑事法（自動車運転による死傷事犯関係）部会における事務局側の説明とも符合する²²⁾。また、この説明は、冒頭に示した実務家による現在の解釈とも符合する。

2 これに対して本判決の見解は、平成 25 年東京高裁判決の見解と矛盾するだけでなく、上述したように、立法当時の見解とも異なるものである。加えて、これまでの検討から明らかなように、単独正犯である本件に関しては、妥当な解釈とは思われない。

●——注

- 1) 妨害運転致死傷罪とは、「人または車の通行を妨害する目的で、走行中の自動車の直前に進入し、その他通行中の人または車に著しく接近し、かつ、重大な交通の危険を生じさせる速度で自動車を運転する行為」をいう。現在は、「自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律」2 条 4 号に規定されている。
- 2) 東京高判平 25・2・22 高刑集 66 巻 1 号 3 頁。以下、平成 25 年東京高裁判決と呼ぶ。
- 3) なお、本件の原判決（神戸地判平 28・2・2 公判物未登載）も、平成 25 年東京高裁判決の見解に依拠していた。
- 4) 前田雅英編集代表『条解刑法（第 3 版）』（弘文堂、2013 年）601 頁。
- 5) 大塚仁ほか編『大コンメンタール刑法（第 2 版）第 10 巻』（青林書院、2006 年）511 頁。
- 6) 近年の文献として、伊藤亮吉『目的犯の研究序説』（成文堂、2017 年）がある。
- 7) たとえば、団藤重光『刑法綱要総論（第 3 版）』（創文社、1990 年）132 頁参照。
- 8) ユルゲン・シュタルフほか編『和独大辞典』（IUDICIUM Verlag、2009）2473 頁参照。
- 9) 新村出編『広辞苑（第 6 版）』（岩波書店、2008 年）2783 頁参照。
- 10) 新村編・前掲注 9）183 頁参照。
- 11) ドイツ語の Absicht と日本語の「目的」の意味は異な

るとする見解もあるが、「異なる」のは、そう解するやむを得ない事情がある場合に限られると考えるべきであろう。

- 12) 前田編集代表・前掲注 4）130 頁。
- 13) 本判決も、この矛盾を指摘している。「嫌がらせ目的で危険接近行為をしたが、通行妨害についての認識は未必的であったという場合、本件罪は成立しないことになりそうである」という判示部分がそれである。
- 14) 結果を意図する場合には、その実現可能性は、結果を意図しない場合に比べて小さくてもよいとする見解もある。しかし、そうなると、「意図」では、「許される危険」しか認識していない場合でも故意が認められることとなって、単なる「願望」との区別が不可能になってしまう。
- 15) 「目的」の内容は、行為者の最終目標である必要はなく、それに至る「中間目標」でもよい。
- 16) Vgl. I. Puppe, Nomos Kommentar StGB 4. Aufl. Bd. I, 2013, § 15 Rn. 110. 実は、戦前のフランクなども、このような理解を示していた。
- 17) ここにいう「相当な可能性」は、当該犯罪事実を起こしたくないと考えている標準的な市民であれば、その行動に出ない動機となるような「可能性」でなければならない。最判昭 23・3・16 刑集 2 巻 3 号 227 頁が用いる「あえて」という言葉が裁判官側のこのような評価を表すものであることについては、松宮孝明『刑法総論講義（第 5 版）』（成文堂、2017 年）182 頁を参照されたい。
- 18) ゆえに、未必の故意に関する「蓋然性説」も、正確には、「意図」した事態に付随して犯罪事実が発生する蓋然性があるという認識がある場合に未必の故意を認める見解ということになる。
- 19) 佐伯千例『刑法における違法性の理論』（有斐閣、1974 年）225 頁以下、266 頁以下参照。
- 20) 誤解を避けるためにいえば、行動の脈絡を客観的に観察して「外国に対して侮辱を加える」という意味が見出せない行動については、たとえば行為者が「外国に対して侮辱を加える目的」を持っていたとしても、本罪は成立しないものと解する。
- 21) この事件の事案は、武装闘争を先鋭化することにより暴力革命の先駆的状況を作り出そうとした被告人が、自らをリーダーとするグループの仲間と共に、警察官を殺傷または警察施設等を爆発させるため、治安を妨げ、かつ、人の身体財産を害する目的をもって、連続的に爆発物の製造、使用等を行ったというものであるから、被告人自身にも「治安ヲ妨ケ又ハ人ノ身体財産ヲ害セントスルノ目的」が直接に認められるものであった。
- 22) 法務省ホームページ〈http://www.moj.go.jp/shingi1/shingi_010725-1.html〉（2017 年 4 月 13 日参照）。

立命館大学教授 松宮孝明